

3 水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

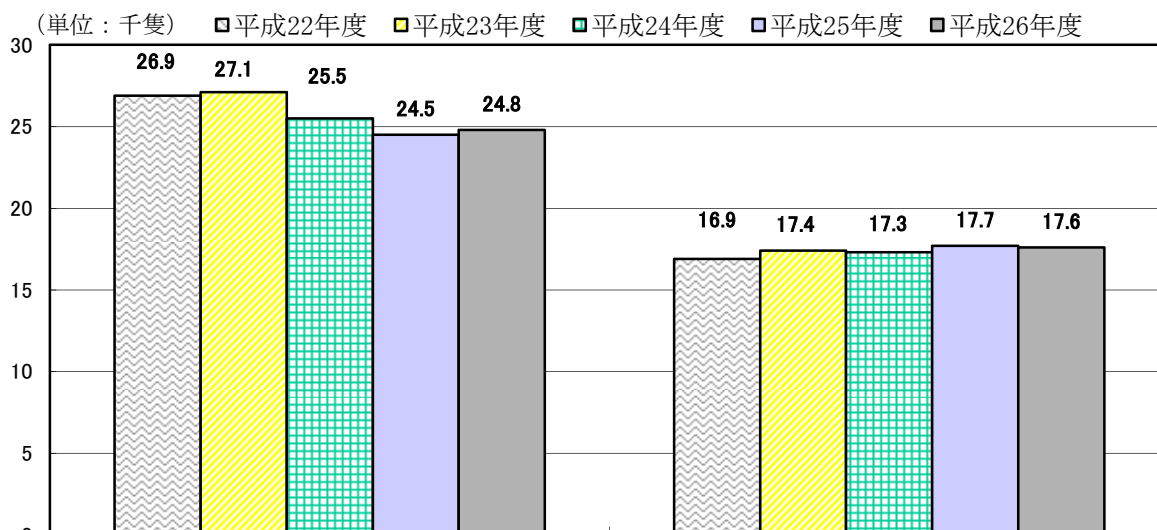
管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は平成27年3月31日現在、大阪湾水先区：108名（1級94名、3級14名）、内海水先区：150名（1級135名、3級14名）の合計258名で、平成26年度の実績については第10表のとおりであり、過去5年間の推移は第6図のとおりである。

水先人乗船船舶の海難事故は、平成25年度は2件であった。事故発生の際は、各水先人会から情報を入手し、事故防止対策の構築等の指導を実施している。

第10表 水先実績

水先人会	日本船舶 (千ト)		外国船舶 (千ト)		合計 (千ト)		対前年度比 (%)	
	隻数	総ト数	隻数	総ト数	隻数	総ト数	隻数	総ト数
大阪湾水先区	707	54,183	24,185	965,145	24,892	1,019,329	101.5	101.4
内海水先区	1,079	77,332	16,583	642,592	17,662	713,421	99.6	100.9
合計	1,786	131,515	40,768	1,607,737	42,554	1,732,750	100.7	100.8

第6図 管内水先実績の推移（隻数）



(2) 水先人試験

大阪湾水先区

内海水先区

水先人試験は、登録水先人養成施設の課程を修了した者の中から、筆記及び口述試験を実施している。平成26年度の水先人試験合格者は合計19名（内訳：大阪湾水先区1級5名・2級1名・3級5名、内海水先区1級4名・3級4名）である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に

合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。平成26年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、平成26年度における認定件数は、大阪湾区は新規認定2件、再認定15件であった。